

社会福祉法人優真会
役員等及び委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人優真会(以下「この法人」という。)の「役員」、「評議員」及び「評議員選任・解任委員会委員」の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは理事及び監事をいう。評議員と併せて役員等という。
- (2)委員とは「評議員選任・解任委員会委員」をいう。
- (3)常勤とは、この法人を主たる勤務場所とする者(法人職員を含む)をいう。
- (4)非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (5)報酬とは、職務執行の対価として受ける利益のことをいう。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは異なる。

(報酬の支給)

第3条 役員等及び委員の報酬は、無報酬とする。

(出張旅費等の費用)

第4条 非常勤の役員等及び委員が、法人及び施設・事業所の運營業務のため出張する場合(法人が開催する会議への出席を含む)は、別表1による費用弁償を行う。但し、常勤役員及び法人職員が委員を兼務している場合には、支給しないものとする。

- 2 旅費等は、最も経済的な通常の経路及び方法によった場合の費用を支給する。但し、天災その他特別の事情により、これにより難しい場合は、実際の経路及び方法により、その実費を支給する。
- 3 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第5条 非常勤の役員等及び委員が、同一日に開催される理事会、評議員会への出席および出張等を実施した場合は、合計時間に対しての日当及び旅費交通費を支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行なう。

別表 1 費用弁償

区分	移動範囲	支給額
理事会、評議員会等の会議出席 及び、その他、法人が要請した場合 (4時間以内)	30km 未満	3500 円
	30km 以上	4000 円
理事会、評議員会等の会議出席 及び、その他法人が要請した場合 (4時間以上)	30km 未満	5500 円
	30km 以上	6000 円
監事の監事監査対応	30km 未満	5500 円
	30km 以上	6000 円
宿泊費	実費(但し、上限を1万円とする)	
その他(食費、公共交通機関費、駐車料金等)	実費(食費については、上限を3千円とする)	

附則

この規程は平成 29 年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。